

松江市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

松江市火災予防条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 268 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(火を使用する設備等の設置の届出書)</p> <p>第 10 条 条例第 44 条の規定による火を使用する設備等の設置の届出は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第 44 条第 1 号から第 8 号の 2 までに掲げる設備については、<u>炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書</u> (様式第 5 号)による。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>様式第 5 号(第 10 条関係)</p> <p>炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー 給湯湯沸設備・乾燥設備・<u>簡易サウナ設備</u> <u>一般サウナ設備</u>・ヒートポンプ冷暖房機 火花を生ずる設備・放電加工機 略</p>	<p>(火を使用する設備等の設置の届出書)</p> <p>第 10 条 条例第 44 条の規定による火を使用する設備等の設置の届出は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第 44 条第 1 号から第 8 号の 2 までに掲げる設備については、<u>炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書</u> (様式第 5 号)による。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>様式第 5 号(第 10 条関係)</p> <p>炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー 給湯湯沸設備・乾燥設備・<u>サウナ設備</u> ヒートポンプ冷暖房機 火花を生ずる設備・放電加工機 略</p>

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。